

平成 2 9 年度
議会力向上特別委員会
調査研究結果報告書

平成 3 0 年 3 月
豊 田 市 議 会

目 次

1	設置の経過	1
2	調査研究事項	2
3	委員会開催状況及び内容	3
4	調査研究結果	4
5	提 言	1 1
6	おわりに	1 8

平成30年3月7日

豊田市議会議長

三 江 弘 海 様

議会力向上特別委員会

委員長 梅 村 憲 夫

議会力向上特別委員会調査研究結果報告書

本委員会は、平成29年5月17日の本会議において設置されて以来、委員会の設置目的である、二元代表制の一翼として更なる議会力の向上を目指すため、議員提出条例の検討、議事堂設備の充実などについて調査・研究を行い、下記のとおり調査結果をまとめた。

その結果について報告する。

記

1 設置の経過

(1) 平成29年5月17日の本会議において設置され、次の11名が委員に選出された。

安藤康弘、牛田朝見、梅村憲夫、大石智里、大村義則、神谷和利、窪谷文克、清水郁夫、鈴木 章、鈴木孝英、原田隆司

(2) 同日開催の委員会において、委員長に梅村憲夫、副委員長に安藤康弘を選出した。

2 調査研究事項

本特別委員会の設置目的である「二元代表制の一翼として更なる議会力の向上を目指すため、議員提出条例の検討、議事堂設備の充実などについて調査・研究を行う」を踏まえ、具体的な調査研究事項として以下の点について調査研究した。

1 議員提出条例の検討

- (1) 議決事件の拡大
- (2) 市民生活に密着した政策条例
- (3) 既存の条例の検証

2 効果的なタブレット端末導入の検討

3 委員会開催状況及び内容

	期 日	内 容
1	平成29年 5月17日（水）	・ 正副委員長互選
2	5月31日（水）	・ 調査研究事項について ・ 年間活動スケジュールについて ・ 次回以降の会議等日程について
3	6月30日（金）	・ 調査研究事項について ・ タブレット端末導入の検討体制について
4	7月31日（月）	・ 議員提出条例の検討について ・ タブレット端末導入の検討について ・ 次回以降の会議等日程について
5	8月24日（木）	・ 議員提出条例の検討について ・ 行政視察について ・ 次回以降の会議等日程について
6	9月21日（木）	・ 議員提出条例の検討について ・ タブレット端末導入の検討について ・ 行政視察について ・ 次回以降の会議等日程について
7	10月24日（火）	・ 議員提出条例の検討について ・ 議会基本条例について ・ タブレット端末導入の検討について ・ 次回以降の会議等日程について
8	11月 7日（火）	・ 行政視察後の意見交換 （1）京都府京都市会 （2）広島県呉市議会 （3）滋賀県議会 （4）滋賀県大津市議会
9	11月21日（火）	・ 議員提出条例の検討について ・ 調査研究結果報告書の構成について ・ 次回以降の会議日程について
10	12月21日（木）	・ 調査研究のまとめについて ・ タブレット端末導入の検討について ・ 次回以降の会議日程について
11	平成30年 1月30日（火）	・ 調査研究結果報告書（案）について ・ タブレット端末導入の検討について ・ 次回以降の会議日程について
12	2月15日（木）	・ 調査研究結果報告書（案）について ・ タブレット端末導入の検討について

4 調査研究結果

議員提出条例の検討

【議決事件の拡大】

「姉妹都市、友好都市、その他これらに類する都市等との提携及び協定の締結、変更及び廃止に関すること。」

(1) 中核市の類似の規定状況（平成29年5月時点）

11市（旭川市、宇都宮市、横須賀市、金沢市、豊橋市、大津市、枚方市、和歌山市、呉市、下関市、長崎市）

※その他、犬山市、京丹後市及び那須塩原市の事例を参考とした。

(2) 本市の各種提携・協定の締結状況（平成29年9月時点）

①姉妹都市提携

2件（アメリカ デトロイト、イギリス ダービーシャー）

②上記①以外の都市との提携・協定

70件：（インドネシア バンドン、西三河関係5市など）

③各種団体（機関）との提携・協定

364件（教育機関、民間企業、福祉施設など）

【市民生活に密着した政策条例】

「自転車の安全・安心な利用に関する条例」

(1) 全国の類似の条例制定状況（平成29年4月時点）

55自治体

（都道府県:13、特別区:3、指定都市:5、中核市:3、その他の市:30、町:1）

※京都市始め8自治体が議員提案により条例制定

(2) 関係部局からのヒアリング

とよた快適自転車プランに基づき、地域振興部を始めとする3部局が主軸となり、3つの施策「空間づくり」「意識づくり」「仕組みづくり」を優先しながら各種事業を実施。

①地域振興部交通安全防犯課

関係条例として「豊田市交通安全条例」「豊田市自転車等放置防止条例」を所管し、プランの中の「意識づくり（ルール of の周知・マナーの向上）」に関する施策を実施。

◎本市の現状及び取組

《自転車交通事故発生状況》

○過去5年間（H24～H28）の自転車利用者による交通事故死者数は、交通事故死者合計68人中5人。

○過去5年間の自転車事故死傷者数は年間350人前後、自転車事故死傷者数の割合は、総死傷者数の11%台～12%台とほぼ横ばいで推移。県内の他の警察署と比較した場合、本市の自転車事故死傷者数及び総死傷者数に対する割合は最も低い。

○自転車事故の特徴（H23～H27）

・16歳から19歳の高校生の年齢層の事故が多い。

（自転車事故全体の24.1%）

- ・高齢者が第一原因の事故は重大事故になる確率が高い。
(重大事故率 33.3%)

《自転車盗被害状況》

- 最近の特徴として、被害場所が駐輪場で53.7%激減したのに対して、住宅で28.3%増加。

《自転車盗被害状況》

- 過去3年間の放置自転車の撤去件数は年間約1,900台で、そのうち所有者への返還台数は年間450台前後。
- 放置場所は約60%が駐輪場。

《自転車保険加入状況》

- 平成28年の小・中・高校生の総合保障制度の加入率
(自転車事故損害賠償を含む)
 - ・小学生 4,953件(19.6%)
 - ・中学生 3,469件(26.8%)
 - ・高校生 1,094件(34.7%)

《豊田市交通安全学習センター主体の自転車教育》

市内の小学校1年・4年、中学校1年、高校1年を対象に交通安全教育を実施

※小学校1年・4年はセンターで、中学校1年、高校1年は学校敷地内で実施

《豊田警察署と連携した街頭での指導取締り・啓発活動》

- ・県立豊野高校、トヨタ町南交差点・三河豊田駅付近等における指導取締り・啓発
- ・逢妻中学校通学路等における啓発活動

②建設部建設企画課

安全で快適な自転車利用環境の創出に向け、国・県・警察等と連携のもと、取組の方針や具体的な施策を取りまとめた豊田市自転車利用環境整備計画「とよた自転車快適プラン」を平成27年5月に策定。

建設部では、プランの中の「空間づくり(自転車通行空間の整備)」に関する施策を実施。

◎計画の概要

『歩行者・自転車・自動車が互いに意識し譲り合える安全で快適な利用環境を整備し、人と環境にやさしい自転車のまち豊田を目指す。』

以下の3つの柱を基軸として各種事業を実施。

- 空間づくり：自転車通行空間の整備(建設部建設企画課)
- 意識づくり：ルールの周知、マナーの向上(地域振興部交通安全防犯課)
- 仕組みづくり：自動車から自転車への転換(都市整備部交通政策課)

『空間づくりでは、計画期間を3か年、計画延長を約30kmとして、国県市の各道路管理者、警察と連携し、交通事故が多い路線を優先的に、安全で快適な自転車利用空間創出に向け整備を推進する。』

『自転車の交通事故や、自動車の短距離移動が集中している「おおむね外環状線の内側の地域」(都心地区は、都心環境計画で策定)を優先的に整備が必要な地域として、空間づくりを行う。』

【既存の条例の検証】

(1) 本市の例規

平成28年12月時点で881の条例・規則が整備。

(議会関係：23、議員提案による政策条例：1)

(2) 豊田市議会基本条例の評価のあり方

【平成28年度議会力向上特別委員会の提言】

○議会基本条例の検証を議員任期4年のうち1回は実施する。

○実施時期は任期前半が望ましい。

効果的なタブレット端末導入の検討

「本市議会のICT化の一環として、全国の地方議会で活用が進んでいるタブレット端末の導入について、以下の視点で検討を実施。」

○必要な使用場面（範囲）の明確化

○議会内LAN等の環境及び議員情報提供方法との一体的な整備

○費用負担のあり方

(1) タブレット端末導入検討会議の設置

より詳細な調査研究を行うため、以下のとおり検討会議を設置して検討結果を本委員会へ報告し、幅広い検討を実施した。

- ・構成員：鈴木 章 委員（リーダー）、大村 委員、大石 委員、鈴木孝英 委員
- ・検討状況

月 日	検 討 内 容
7月21日(金)	・検討内容の確認 ・課題の整理 ・今後の進め方確認
8月30日(水)	・議員の通信端末保有状況調査結果 ・業者説明（通信メーカー始め2社） ・導入までのスケジュール検討
10月2日(月)	・平成29年度のスケジュール確認 ・試行導入の検討（期間、内容、利用範囲、費用等）
12月15日(金)	・今年度実施内容の絞り込み ・テスト機導入に向けた機能精査 ・次回以降のスケジュール確認
1月23日(火)	・自治体向けICT推進セミナーの内容報告 ・タブレット端末導入に関する検討事項
2月7日(水)	・調査内容まとめ

(2) 中核市の導入状況（平成29年12月時点）

48市中14市（青森市、八戸市、いわき市、宇都宮市、前橋市、川越市、横須賀市、大津市、西宮市、倉敷市、呉市、久留米市、鹿児島市、那覇市）

- ・利用範囲は議会活動を始め、政務活動、各種情報伝達、予定管理など、様々な状況。
- ・費用は、議会費または政務活動費で対応。（一部議員負担事例あり）

■ 京都府京都市会の取組

【議員提出議案の取組】

京都市自転車安全安心条例

1 概 要

- (1) 京都市会として初めての議員提出条例（平成22年10月制定）。
- (2) 京都市内の自転車事故及び利用マナー問題が深刻化していた。
- (3) 京都府自転車の安全な利用の促進に関する条例（平成20年4月制定）をふまえ、高齢化の進展、学生の多いまち、観光用レンタサイクルの普及を始めとする地域特性を捉えた条例を制定した。
- (4) 議会内の会派が調査研究を行い、議員提出により賛成多数で可決した。
- (5) 「自転車損害保険の加入」を努力規定として位置付けている。

2 評価（意見）

- (1) 京都市の実情から条例化の必要性があったと感じられた。本市の場合「車のまち」としての特性をふまえ十分議論する必要がある。
- (2) 他都市の情報収集、警察行政に関する調査、業界及び行政関係者との意見交換、商店街への聞き取り調査、商店連盟との懇談会、パブリックコメントなど幅広い調査研究を通じた条例制定のプロセスは参考となる。
- (3) 議員提出条例が施策の推進に寄与していることが感じられた。

【議会の議決事件】

姉妹都市盟約の締結等

1 概 要

- (1) 平成17年3月に京都市会の議会に付すべき事件等に関する条例を制定し、基本計画の策定等及び姉妹都市盟約の締結を議決事件に追加した。
- (2) 平成26年3月に京都市会基本条例を制定し、その中に議決事件を規定し直して、京都市会の議会に付すべき事件等に関する条例を廃止した。
- (3) 平成29年5月に施設へのネーミングライツに関する事項を議決事件として追加した。

2 評価（意見）

- (1) 海外都市との姉妹都市提携に限定している点が参考となった。
- (2) 議決事件に位置付けない都市等との提携・協定については、議会に対し一定の報告を行う仕組みづくりを検討するとよい。
- (3) ネーミングライツに関する仕組みの中で、全ての案件を議決対象としないことにより、執行部の取組が停滞しない配慮がなされていた点が参考となった。

■ 広島県呉市議会の取組

【議会の議決事件】

姉妹都市及び友好都市の提携

1 概 要

- (1) 平成22年8月に制定した呉市議会基本条例で議決事項の拡大を規定したことに伴い、議会運営委員会で具体的な議決事項の検討を行った。
- (2) 平成23年12月に、基本条例とは別に呉市議会の議決すべき事件に関する条例を制定し、基本構想の策定等、姉妹都市及び友好都市の提携を議決事件として規定した。

2 評価（意見）

- (1) 姉妹・友好都市の提携について、以前は議会協議会で事実上の承認を行っていたものを、正式に議決事件にした経緯が確認できた。

【タブレット端末の導入・活用】

1 概 要

- (1) 平成25年度に、議会運営委員会の検討事項として議会のICT化が挙げられ、検討が開始された。
- (2) 急速な情報化社会の進展を捉え、資料送付の迅速性の確保、ペーパーレス化の推進に伴う経費削減及び議会活動の一助を目的に検討が進められた。
- (3) 導入の効果として、議案書を始めとする各種資料の印刷・製本、送付に要する時間及び費用の削減、資料のカラー閲覧による理解度の向上、議事堂外での活用、一元的なスケジュール管理等が挙げられる。

2 評価（意見）

- (1) ICT化の第一歩として評価することができ、導入に関する具体的な効果が確認できた。
- (2) 議会活動や政務活動など、多様な活用を想定した大きさ、機種及びアプリケーション等を検討していく必要がある。
- (3) 故障や破損への補償面や、セキュリティ面も十分考慮して検討を進める必要がある。



■ 滋賀県議会の取組

【議員提出議案の取組】

滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

1 概 要

- (1) 全国的な自転車利用者による加害事故の高額損害賠償事例の発生や、自転車損害保険加入の義務づけの拡大を背景として条例の検討が始まった。
- (2) 関係する常任委員会が、執行部や利害関係者からのヒアリング、条例案の作成、パブリックコメントを行って提案し、平成28年2月に制定された。
(都道府県で初)
- (3) 条例の主な特徴は、自転車損害保険等への加入の義務付け及び確認、自転車安全利用指導員の設置、自転車を利用した観光の推進、自転車交通安全教育など。

2 評価（意見）

- (1) 本条例は、県庁内の複数の関係部局の調整が必要で、知事サイド任せでは時間を要するところを、議会が旗振り役となり委員会提出条例として制定しており、県民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与している。
- (2) 滋賀県全域の特性を捉え、事故防止や自転車損害保険等への加入に留まらず、自転車安全利用指導員の設置や観光推進、交通安全教育を位置付けた総合的な内容構成が参考となった。
- (3) 自転車損害保険等への加入への強制力のあり方についても十分調査研究を行っていく必要がある。

【議会の議決事件】

1 概 要

- (1) 各種行政計画策定への議会の関与の状況や、附属機関の委員不就任を背景として、二代表制における議会のチェック機能の向上及び議会活性化の促進を目的に、平成17年3月に滋賀県行政に係る基本的な計画の策定等を議会の議決事件として定める条例を議員提案で制定した。
- (2) 対象となる計画は、期間が原則として5年以上で、県行政の全般に係る施策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定める計画・指針、その他これらに類するものなど。
- (3) 具体的な対象計画は、年度当初に執行部が報告したものの中から議会（委員会）が選定する。

2 評価（意見）

- (1) 議決事件の選定を行うことで、執行部の業務を停滞させない配慮が行われながら、重要な行政計画に関与していく仕組みとなっており参考になった。
- (2) 二代表制の一翼を担う県議会として、行政計画策定等への関与を議決事件として強化したことは評価できる。

■ 滋賀県大津市議会の取組

【議会の議決事件】

姉妹都市又は友好都市の提携又は解消

1 概 要

- (1) 平成27年4月に制定した大津市議会基本条例における議決事件の拡大に関する規定に基づき、政策検討会議を設置して検討を行った。
- (2) 政策検討会議では、大学とのパートナーシップ協定に基づく専門的知見を活用しながら検討を行い、大津市議会会議条例の中に総合計画の基本構想や姉妹都市又は友好都市の提携又は解消等を位置付けた。
- (3) 条例の実効性を高めるために施行部からのヒアリングを行った。

2 評価（意見）

- (1) 議決事件と専決処分のある方を議会基本条例に位置付けたことにより、議決権の強化及び市の執行権の迅速化が図られており参考になった。
- (2) 本市の議決事件に関する条例を議会基本条例へ統合することも検討する必要がある。

【タブレット端末の導入・活用】

1 概 要

- (1) 議場の放送設備の老朽化により全面改修が必要となったことから、大津市議会ICT化事業の一環として、平成26年11月にタブレット端末を導入した。
- (2) 主な機能は会議システム（本会議・委員会）、グループウェア（スケジュール・メール）、セキュリティシステムなど。
- (3) 議会審議には執行部も端末を使用している。
- (4) 費用は議会費を充てず、政務活動費と議員私費の折半で対応している。
- (5) 導入の効果として、ペーパーレス化による経費削減と議会運営の効率化、その他議会活動の充実など。

2 評価（意見）

- (1) 全国的に早い段階での導入で先進事例が少ない中、議事堂内外で幅広く活用されており大変参考となった。
- (2) 「とにかく使ってみよう」と思わせる様々なサポート体制が整っていて参考となった。
- (3) 今後の検討の中で端末のサイズ、アプリケーションの選定、費用のあり方が重要と感じた。
- (4) 本市で使用している議員ファクシミリ及び議員パソコンの見直しと一体的に検討していくべき。

5 提 言

本特別委員会の設置目的を踏まえ、以下のとおり提言する。

1 議員提出条例の検討

(1) 議決事件の拡大等

『本市議会における市の重要な政策へのより一層の関与により、議会の監視機能を十分果たすため、以下のとおり議決事件を拡大し、または議会へ報告を行う。』

- ①国内外の姉妹都市、友好都市及びその他市政運営上特に重要と認められる都市との提携における締結、変更及び廃止を議会の議決事件とする。
- ②上記①以外の都市との提携における締結、変更及び廃止については議会へ報告を行う。
- ③都市以外の各種団体（機関）との提携における締結、変更及び廃止については、これまでと同様に必要に応じて議会へ情報提供を行う。

※関係条例の一部改正（案）等については別紙のとおり

(2) 市民生活に密着した政策条例

『課題解決及び施策の推進に資する自転車の安全・安心利用等に関する条例について、以下の視点をふまえ、引き続き検討していく。』

- ①社会情勢の変化に注視し、課題の深刻化の未然防止の観点で検討を行う。
- ②本市の地域特性及び課題を十分把握・分析し、条例制定に必要な背景を明確にする。
- ③本市の自転車利用に関する各種施策の実施状況を引き続き確認し、十分な評価を行う。

《各種施策に対する確認・評価の視点》

- ・市民等に対する適切な自転車利用方法の啓発状況
- ・庁内関係部局の連携による施策の推進状況
- ・課題の個別解決につながる条例以外の仕組みづくりの検討状況
- ・愛知県への積極的な働き掛け及び連携を通じた、課題解決への機運の醸成状況

- ④自転車活用推進法（平成29年5月施行）をふまえ、とよた快適自転車プランの見直しに基づいた総合的な新規条例の制定に加え、自転車損害保険への加入及び自転車盗難防止に資する施策の徹底等、喫緊の課題を早期解決するための既存条例の見直しを執行部に強く促していく。

(3) 既存の条例の検証

『来期に議会基本条例の検証を行っていく。』

- ①本条例の実効性を検証するため、平成28年度議会力向上特別委員会の提言をふまえ、来期に各規定に基づいた取組状況の確認及び評価を行っていく。（実施時期は要検討）

- ②地方議会のあり方は時間の経過とともに変化をしていくため、必要に応じて規定の見直し（一部改正等）も視野に確認及び評価を行っていく。

2 効果的なタブレット端末導入の検討

『改選後の導入に向け、平成30年度の試行導入を見据えて、引き続き検討を行っていく。』

試行導入の実施（案）

（1）試行のポイント

- ①必要な使用場面（範囲）の明確化
- ②議会内LAN等の環境及び議員情報提供方法との一体的な整備

（2）試行期間

1か月間（9月定例会の会期相当）

（3）機種等

- ①A4及びB5サイズの2種類・キーボード付き（機器・OSは1種類）
（セルラータイプ、盗難等の補償含む）
- ②複数の会議システムをスケジュール機能も合わせて検証

（4）13台（特別委員会委員相当＋事務局）

（5）試行範囲（用途）

- ①議会活動（本会議・委員会）
- ②会派（議員）の政務活動
- ③政務活動以外の議員活動
- ④議員への情報伝達や事務連絡（メール機能等）
- ⑤議会スケジュールの共有化
- ⑥各種情報の閲覧（会議録、その他のウェブサイトなど）

（6）その他

導入経費及び維持経費のあり方については、政務活動費の検討状況もふまえ、議会費等とともに方向性を整理していく。

「豊田市議会の議決すべき事件に関する条例」一部改正 新旧対照表【案】

現 行	改正後（案）
○豊田市議会の議決すべき事件__に関する条例 （趣旨） 第1条 この条例は、他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき、<u>議会の議決すべき事件に関し、必要な事項を定めるものとする。</u> <u>（議会の議決すべき事件）</u> 第2条 議会の議決すべき事件は、市の総合計画（豊田市まちづくり基本条例（平成17年条例第92号）第23条第1項の規定により市が策定する総合計画をいう。）のうち総合的かつ計画的な市政運営を行うための基本的な構想に関わるもの（以下「基本構想」という。）並びに当該総合計画と連動して市行政の全般又は各分野における政策及び施策の基本的な方向について総合的かつ体系的に定める計画のうち次に掲げるものの策定、変更（軽微なものを除く。以下同じ。）又は廃止とする。 （1）都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項に規定する都市計画に関する基本的な方針 （2）健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項に規定する市町村健康増進計画 （3）教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に規定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画 （4）豊田市環境基本条例（平成8年条例第27号）第14条第1項に規定する豊田市環境基本計画 （5）豊田市子ども条例（平成19年条例第70号）第27条第1項に規定する豊田市子ども総合計画 （議会の議決） 第3条 市長その他の執行機関は、<u>前条の基本構想及び同条各号に掲げる計画の策定、変更又は廃止</u>をするときは、議会の議決を経なければならない。	○豊田市議会の議決すべき事件<u>等</u>に関する条例 「議決すべき事件」に加え、「議会への報告」を規定することに伴う条例名の変更。 （趣旨） 第1条 この条例は、他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第2項の規定に基づき<u>議会の議決すべき事件を定めるとともに、議会に報告すべき案件について定めるものとする。</u> 法の要請に基づく内容（議決）に加え、それ以外の内容（議会への報告）を規定。 <u>（議会の議決すべき事件）</u> 第2条 議会の議決すべき事件は、次に掲げるとおりとする。 （1）市の総合計画（豊田市まちづくり基本条例（平成17年条例第92号）第23条第1項の規定により市が策定する総合計画をいう。以下同じ。）のうち総合的かつ計画的な市政運営を行うための基本的な構想に関わるもの（以下「基本構想」という。）の策定、変更（軽微なものを除く。以下同じ。）又は廃止 （2）市の総合計画と連動して市行政の全般又は各分野における政策及び施策の基本的な方向について総合的かつ体系的に定める計画（以下「部門計画」という。）のうち次に掲げるものの策定、変更又は廃止 ア 都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項に規定する都市計画に関する基本的な方針 イ 健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項に規定する市町村健康増進計画 ウ 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に規定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画 エ 豊田市環境基本条例（平成8年条例第27号）第14条第1項に規定する豊田市環境基本計画 オ 豊田市子ども条例（平成19年条例第70号）第27条第1項に規定する豊田市子ども総合計画 （3）市が他の地方公共団体（外国の地方公共団体を含む。）と結ぶ提携及び協定（以下「団体提携等」という。）のうち次に掲げるものの締結、変更又は廃止 ア 姉妹都市の提携 イ 友好都市の提携 ウ その他市政運営上特に重要と認められるもの これまで「市総合計画」と「市総合計画と連動する重要な計画」を第2条で一体的に規定していたものを「姉妹都市、友好都市提携等の締結、変更及び廃止」を加え、3項目に分けて規定。 （議会の議決） 第3条 市長その他の執行機関は、<u>前条各号に掲げることを</u>するときは、議会の議決を経なければならない。 第2条で「姉妹都市、友好都市提携等の締結、変更及び廃止」を加えたことによる規定の整理。

現 行	改正後（案）
（議決事項） 第4条 第2条の基本構想の策定又は変更に係る議決事項は、基本構想の全てとする。 2 第2条各号に掲げる計画の策定又は変更に係る議決事項は、次に掲げるとおりとする。 （1）計画の基本理念、基本方針その他の基本となる事項 （2）計画の実施期間に関する事項 （3）計画の実施に係る政策及び施策並びにこれらの目標に関する事項 （追加） （追加） （委任） 第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。 附 則 この条例は、平成22年4月1日から施行し、同日以後になされる第2条各号に掲げる計画の策定、変更又は廃止について適用する。 附 則（平成25年3月1日条例第1号） この条例は、公布の日から施行し、改正後の豊田市議会の議決すべき事件に関する条例の規定は、同日以後になされる基本構想の策定、変更又は廃止について適用する。 附 則（平成27年3月26日条例第18号抄） （施行期日） 1 この条例は、平成27年4月1日から施行します。 附 則（平成29年3月22日条例第3号） この条例は、公布の日から施行する。 （追加）	（議決事項） 第4条 第2条第1号に係る議決事項は、基本構想の全てとする。 2 第2条第2号に係る議決事項は、次に掲げるとおりとする。 （1）部門計画の基本理念、基本方針その他の基本となる事項 （2）部門計画の実施期間に関する事項 （3）部門計画の実施に係る政策及び施策並びにこれらの目標に関する事項 3 第2条第3号に係る議決事項は、団体提携等の目的、相手方となる地方公共団体の名称、内容及び有効期間に関する事項とする。 第2条の改正に伴う規定の整理及び「姉妹都市、友好都市提携等の締結、変更及び廃止」に係る具体的な議決事項の追加。 （議会に報告すべき案件） 第5条 市長その他の執行機関は、第2条第2号アからオまでに掲げるもの以外の部門計画の策定、変更若しくは廃止をしたとき、又は同条第3号アからウまでに掲げるもの以外の団体提携等の締結、変更若しくは廃止をしたときは、これを議会に報告しなければならない。 第2条の規定に関わるもの以外の議会へ報告すべき事項について規定。 （委任） 第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。 第5条を追加したことによる条ずれの整理。 附 則 この条例は、平成22年4月1日から施行し、同日以後になされる第2条各号に掲げる計画の策定、変更又は廃止について適用する。 附 則（平成25年3月1日条例第1号） この条例は、公布の日から施行し、改正後の豊田市議会の議決すべき事件に関する条例の規定は、同日以後になされる基本構想の策定、変更又は廃止について適用する。 附 則（平成27年3月26日条例第18号抄） （施行期日） 1 この条例は、平成27年4月1日から施行します。 附 則（平成29年3月22日条例第3号） この条例は、公布の日から施行する。 附 則 （施行期日） 1 この条例は、平成30年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。 （経過措置） 2 改正後の豊田市議会の議決すべき事件等に関する条例第2条第2号及び第3号、第4条第2項及び第3項並びに第5条の規定は、施行日以後になされる部門計画の策定、変更又は廃止及び団体提携等の締結、変更又は廃止について適用する。 本条例の一部改正に伴う附則の追加。

豊田市議会の議決すべき事件等に関する条例運用基準（案）

（趣旨）

第1条 この基準は、豊田市議会の議決すべき事件等に関する条例（平成22年条例第34号。以下「条例」という。）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

（議決すべき計画の要件）

第2条 条例第2条第2号に規定する「市の総合計画と連動して市行政の全般又は各分野における政策及び施策の基本的な方向について総合的かつ体系的に定める計画（以下「部門計画という。」）とは、次の各号に掲げる基準のいずれかを満たすものとする。

- （1）部全体に関わるもの
- （2）複数の部にまたがり多くの所管課に関わるもの
- （3）市民生活に重要な影響を与えるもの

（議決すべき団体提携等の要件）

第3条 条例第2条第3号ウに規定する「その他市政運営上特に重要と認められるもの」とは、次の各号に掲げる基準のいずれかを満たすものとする。

- （1）条例第2条第3号ア又はイに掲げるものに相当するもの
- （2）市民生活に重要な影響を与えるもの
- （3）締結又は変更の当初から相当の予算を要するもの

（議決事項の定義）

第4条 条例第4条第2項各号に掲げる用語の意義は、次に定めるところによる。

- （1）部門計画の基本理念、基本方針その他の基本となる事項 基本理念、取組方針等をいう。
- （2）部門計画の実施期間に関する事項 計画期間をいう。
- （3）部門計画の実施に係る政策及び施策並びにこれらの目標に関する事項 重点施策、重点施策の目標等（個々の詳細な事業は除く。）をいう。

（議案内容）

第5条 議案は原則として文字表記で作成する。ただし、必要な場合は地図、図画を含めるが、この場合においても解釈が分かれてしまうものは除くこととする。

2 部門計画及び団体提携等の変更における議案内容は、原則、変更部分のみとする。

（資料の提出）

第6条 部門計画及び団体提携等の議決後、計画の冊子又は提携書等の写しを議会に提出するものとする。

行政計画策定に関する議会への報告要領（案）

1 趣 旨

この要領は、豊田市議会の議決すべき事件等に関する条例（平成22年条例第34号。以下「条例」という。）第5条に規定する議会に報告すべき行政計画の取扱いに関し、必要な事項を定める。

2 報告対象

議会に報告する計画は、議決対象以外の豊田市基本構想を実現するために策定される計画で、重要性があり計画期間が相当年数あるもの。

3 報告手順

- （1）毎年度当初に、議会事務局から執行部へ、上記に該当し当該年度策定する行政計画について、行政計画策定報告書の提出を依頼する。
- （2）執行部は、毎年度4月末までに、議会事務局と調整の上、報告書を議会に提出する。
- （3）議会事務局において行政計画報告一覧を作成し、議長から各派代表者会議、議会運営委員会に諮った後、執行部へ通知する。
- （4）執行部は、毎年度6月定例会の常任委員会における重点目標説明時に、計画の概要を説明する。
- （5）執行部は、計画の立案過程において、次に掲げる事項を常任委員会へ報告する。
 - ①計画の策定目的、根拠法令
 - ②計画の概要
 - ③策定スケジュール
 - ④その他必要と認められる事項
- （6）各定例会での報告を基本とするが、必要に応じ閉会中においても常任委員会を開催し報告を受ける。
- （7）上記（6）に関する報告様式は任意とする。

団体提携等に関する議会への報告要領（案）

1 趣 旨

この要領は、豊田市議会の議決すべき事件等に関する条例（平成22年条例第34号。以下「条例」という。）第5条に規定する議会に報告すべき団体提携等の取扱いに関し、必要な事項を定める。

2 報告対象

議会に報告する団体提携等は、議決対象以外の団体提携等の締結、変更又は廃止とする。ただし、法令等により締結等の必要があるもの及び市民生活に大きな影響を及ぼさないものはこの限りでない。

3 報告手順

（1）執行部は、団体提携等の事案を公表する前に、全員協議会で以下の事項について説明を行う。

- ①団体提携等の目的
- ②相手方の地方公共団体の名称
- ③団体提携等の内容
- ④団体提携等の有効期間
- ⑤その他必要と認められる事項

（2）報告の様式は任意とする。

6 おわりに

豊田市議会では、議会の権能向上のために毎年度特別委員会を設置して、議会改革の調査研究を行い、提言に基づいた様々な取組を行ってきており、平成21年にはその集大成として議会基本条例を制定し、その具現化を進めてきた。

こうした流れの中で、今回の特別委員会では二元代表制の一翼として更なる議会力の向上を目指すため、議員提出条例の検討と議会のICT化の一環である効果的なタブレット端末導入の検討を行った。

議員提出条例の検討では1点目として、これまで本市が国内の他都市との地域・観光資源を活かす取組や災害協定を始め、様々な分野で自治体間交流を進めてきている中で、近年海外との複数分野に渡る協定が行われ始めたことを鑑み、2019年のラグビーワールドカップや2020年の東京オリンピック・パラリンピックを契機とした国際的な都市との繋がり活発化を見据え、姉妹都市の提携等を議会の議決事件に位置付けるべきとした。これは議会が市民生活に重要な影響のある都市間の提携に対し、首長と共に責任をもって関与することで、国内外の都市との友好・親善がより一層図られることを目指すものである。

2点目として、市民の安全・安心な暮らしを後押しする重要事項として調査研究した自転車の安全利用に関する条例については、平成29年5月に施行された国の自転車活用推進法による本市の自転車利用に関する施策への影響を注視しながら、喫緊の課題解決が速やかに行われるとともに、本市の特性を捉えた施策を総合的に後押しする条例制定を、執行部に働きかけながら共に検討していくことが強く望まれる。

一方タブレット端末については、各地で導入が進んできている状況をとらえ平成28年度から検討を開始し、本年度委員会内に検討会議を設置し、詳細な調査研究を実施してきた。タブレット端末は様々な情報を蓄積し、また情報通信網を通じた迅速な情報取得等が可能となり議事堂内外で利用できることから、効率的かつ効果的な議会活動や政務活動につながる事が明らかになってきた。今後は、豊田市議会として求められる活用のあり方と、それに必要な機能を適切に見定めながら、関係例規の見直しやセキュリティ対策、導入経費・維持経費のあり方を引き続き整理することで、豊田市議会の議会力向上につながる導入が実現することを期待する。

